○国土交通省告示第四百七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一級河川阿武隈川水系阿武隈川河口部改修工事（左岸：宮城県岩沼市寺島字川向地内から同市寺島字川向地先河川敷地まで、右岸：宮城県亘理郡亘理町荒浜字隈潟地先河川敷地から同町荒浜字山神地先河川敷地まで）及びこれに伴う県道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　宮城県岩沼市寺島字川向地内
宮城県岩沼市寺島字川向地先河川敷地
宮城県亘理郡亘理町荒浜字隈潟、字水神、字明神西及び字山神地内
宮城県亘理郡亘理町荒浜字隈潟地先河川敷地、字水神地先河川敷地、字明神西地先河川敷地及び字山神地先河川敷地

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県岩沼市寺島字川向地内から同市寺島字瀬崎地先河川敷地までの一級河川阿武隈川水系阿武隈川（以下「阿武隈川」という。）左岸の延長2.2kmの区間及び宮城県亘理郡亘理町荒浜字隈崎地先河川敷地から同町荒浜字蒲沼地先河川敷地までの阿武隈川右岸の延長2.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川阿武隈川水系阿武隈川河口部改修工事及びこれに伴う県道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一級河川阿武隈川水系阿武隈川河口部改修工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される県道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一級河川の管理は、河川法第９条第１項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同条第２項に規定する指定区間に指定されていないことなどの理由から、起業者は、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

阿武隈川は、福島県に位置する旭岳を水源とし、大滝根川、荒川、摺上川等と合流しながら福島県中通り地方を北流し、阿武隈渓谷の狭窄部を経て宮城県に入り、さらに白石川等と合流し太平洋へ注ぐ、幹川流路延長239km、流域面積5,400㎢に及ぶ河川である。

阿武隈川は、その流域に郡山市及び福島市の市街地等を擁し、治水上重要な河川であるが、山間部では年平均降水量が2,700㎜に達することなどから、その流域は、過去の洪水により、たびたび浸水被害が発生しており、昭和61年８月には戦後最大規模の洪水に見舞われている。さらに、河口部においては、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けている。

阿武隈川水系の治水対策は、東北地方太平洋沖地震による被害を契機として平成24年11月に変更された阿武隈川水系河川整備基本方針及び阿武隈川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）に基づき、昭和61年８月の戦後最大規模の洪水に対応し、基準地点である岩沼における河道配分流量8,100㎥／秒を流下させるとともに、河口部においては、隣接する仙台湾沿岸における明治29年６月の明治三陸地震に伴う津波及び大正２年８月の高潮に対応した堤防高であるＴ．Ｐ．（東京湾平均海面）＋7.2ｍを確保することなどを目標として、河川改修が実施されているところである。また、これと一体となって、海岸管理者である宮城県知事及びその権限を代行する国土交通大臣が防潮堤を建設する海岸改修事業を実施しているところである。

本件事業は、東北地方太平洋沖地震の津波による破堤等のため、洪水、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間において、その被害を軽減し、流域住民の生命及び財産を保全するために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られることから、上記の河道配分流量を安全に流下させることが可能となり、洪水による被害の軽減に寄与するとともに、本件事業により建設される堤防と海岸改修事業により建設される防潮堤とが一体となって整備されることで、津波及び高潮に対応することができることから、これらによる被害の軽減に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が平成26年５月に任意で工事実施に伴う騒音等による影響を検討しており、その結果によると、低騒音型機械の使用により、法令で定められている規制基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり低騒音型機械を使用し、周辺の生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、起業者が平成24年７月に任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているトウキョウダルマガエルその他この分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているミズアオイその他この分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は小さいとされている。なお、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在しているが、宮城県教育委員会との協議の結果、掘削を伴わない工事であることから、与える影響はないと考えられるとされている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、東北地方太平洋沖地震の津波による破堤等のために、洪水、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間について、その被害の軽減を図ることを主な目的として堤防を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、築堤及び拡築案（以下「申請案」という。）並びに水門案について検討が行われている。両案を比較すると、申請案は、取得必要面積及び移転対象物件数は多いものの、河川環境へ与える影響が小さいこと、大規模な地盤改良等を伴わないことから施工性に優れること、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。